

第1回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第1号議案「芦屋市立中学校の生徒海外派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今年に派遣する子どもたちには、費用負担を求めていますね。今回は、第8条では予算の範囲内で市が負担するという表現をしていますが、必要経費は市が全額負担すると書けないのですか。

学校教育課主幹) 全部負担ではないです。

教 育 長) 10万円ですか。

学校教育課主幹) はい。全額負担ではなくて、教育委員会が定める経費を出すという形です。今回の場合は10万円を出させていただくことになっております。

木 村 委 員) この議案だけ見ても、定める経費がわかりません。増えているのか減っているのかが全然わからないので、定める経費というのをその要綱の中に入れたら多分わかると思います。現在、こういうふうに定めているというものを別につけるなどしないといけないと思います。

学校教育課主幹) 別の要綱としてですか。

木村委員) 要綱というか、規則か、教育委員会の何かで定めるのです。それが決まっていないからわからないですね。

学校教育部長) 募集要項の中で、その金額については今回10万円ということでも明示をしておりますが、その金額が妥当であるかどうかについては今後も精査をする必要があると思っております。

前回の規定の中では、総経費の3分の2を市が補助をする、そして要保護・準要保護については6分の5を補助するということですが、非常に金額的に流動的になるということで、市の負担分がどれくらいになるのかが年ごとにも変わってきますから、まずは保護者の負担額がどのくらいかかるのかを明示したほうがより募集をかけやすいだろうと考えました。

他市の例を見ながら、10万円というのはすごく個人負担は少なくなったと考えておりますが、例えば要保護・準要保護についても同一負担でいいのかということについては今後も検討していく部分はあるのかなというところです。結局この中には金額としての明示は難しいということで、募集要項の中に記載させていただくということで進めたいと思っております。

浅井委員) つまり、その負担額は年度によって違ってくる可能性があるということですね。

学校教育部長) 今回モンテベロということですので、負担額はこれくらいでいいだろうと思っております。しかし、議会の中では、派遣がなぜモンテベロなのかということや、モンテベロに固定することはどうなんだろうかという意見もございます。将来的に、もしモンテベロ以外に派遣することになれば、当然金額も変わってきますので、要綱の中で明確に金額は書けないかなと思って

おります。

小石委員) 引率教諭も同じように支払っているのですか。

学校教育課主幹) いえ。引率教員は違います。それは必要経費として支払っています。

小石委員) ここを見ていると、派遣生徒及び引率教諭の派遣に必要な費用と書いてあるので、これは同じ条件なのかなと思いました。

学校教育課主幹) 引率教員の場合には、教育委員会が定める経費はゼロという意味合いで考えていました。

実際、今年の、引率教員の自己負担額はゼロ円という形になっています。

木村委員) 自己負担額はゼロですね。

学校教育課主幹) 本人の負担がゼロです。だから、旅費なり滞在費は市で出させていただくということです。

松本委員) 予算の話のときに、生徒には出るが先生の分までは出ないみたいな話ではなかったですか。

管理部長) 業務で行きますので、自己負担はあり得ません。

教育長) ここはある程度流動的に扱えるということですね。教育委員会が必要と言ったものを予算要求の中で取っていれば、その分で、残りは子どもに負担してもらうということですね。

学校教育課主幹) そうです、はい。

教育長) 要保護と準要保護の生徒には、助成することはないということですか。

学校教育部長) 市長と副市長とのトップヒアリングでこの問題の説明をさせていただいた中で、要保護・準要保護について、分けるかどうかについてもどうかと聞かれたのですが、今回については非

常に市の補助率を大きくしておりますので、今回は分けずにと
いうことで考えておりますと答えました。説明の中でもありま
したが、負担額、かなり大きくということで、子どもの費用も
1人当たり総額50万円は超えるだろうと思われま。ですから、
6分の5にしても10万円に非常に近い金額になるかなと
考えております。市長からはゼロにしても良いのではないかと
いう御意見もありましたが、他市の例で見ましても、やはり行
く側の目的や、意識をしっかりと持って行ってもらいたいと思っ
ておりますし、ゼロで送っている市町はございませんので、今
回は10万円という金額で設定をさせていただいているという
ことをごさいます。

木村委員) わかりました。これは教育委員会が定めることになると、
毎年毎年の募集はどういう形で要項でやるかも教育委員会の決
議でやることになるわけですか。

学校教育部長) 募集要項については今、教育委員会のほうに直接かけると
いうことは考えておりません。今、募集要項自体はできており
ますが、今回この改正を認めていただいて、特に第8条の部分
の変更を認めていただければ、10万円という金額を乗せた募
集要項を学校に配布していきたいと考えております。

木村委員) でも、ここで教育委員会が定めるというのは、これは教育
委員会事務局ではなくて教育委員の会議ではないですか。

今回は、もう話が先に行っているから仕方ありませんが、協
議会でもこんな形で募集要項を出していますという報告をいた
だいたらいいと思いますが、この形にすれば、そういう意味で
はその内容については委任するような形で今回進めることがで

きるのですが、来年度以降は事前にこういう形でかけるということをお示しいただいて決議をすることになると思いますね。

学校教育部長) わかりました。

教 育 長) 木村委員の御指摘どおりだと思いますので、10万円という金額についても、金銭的に余裕のある方だったら問題ありませんが、やはり大事なのは、行きたくても行けない人の立場に立つというのが大切ですから、教育委員会として、10万円が安いと言うのは少し気になると申し添えておきます。

浅井委員) 確認させていただきたいのですが、この事業は一時中断されていた事業ということですね。もう1度、いつ始まって、いつからいつまで中断されていたかを教えていただけますか。

学校教育課主幹) 流れとしましては、平成5年から中学生に派遣対象を拡大しています。実は昭和63年から高校生以上、当時は市立芦屋高校の生徒だったのですが、63年から事業が開始されまして、それは現在も続いております。

中学生の派遣につきましては平成5年から拡大しましたが、平成11年を最後にモンテペロ市への派遣はなくなりました。このたび28年度からまた復活という形になります。

浅井委員) はい、承知しました。

木村委員) あともう1つ、その費用負担の問題ですが、全般的に海外に行く子どもたちとか、海外の大学に入る人とか、すごく増えてきたのですね。そういう時代の変化があって、ある意味グローバル化では自然に、親のレベルというか、家庭レベルではある程度行っているのですが、それができない家庭というのは比較的所得が低い家庭で、お金持ちの家庭にそれをわざわざやっ

てあげる必要性は低くなっているのかなど。

そういう意味では、所得の低い層という、行きたくてもお金がなくて行けないけど、かなり意欲があって能力がある人たちを海外に出してあげることは事業の意義として非常に強くなってきているのかなとは思っています。そういう意味で、負担の問題については、今後、じっくりと議論していただけるかなと思っています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいま木村委員からの御指摘については十分に事務局として対応すべきと思いますのでお願いしたいと思います。また、選考に当たっても市民の皆さんから疑問を持たれることのないように、透明性をもって対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

学校教育課主幹) はい、わかりました。

教 育 長) 続いて日程第2、専決報告第1号「芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第2号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

整理をしておきたいと思います。

まず、愛護センターが独立して、今までは青少年育成課がやっていた部分を愛護センターで行うために事務分掌を変えた部分がありますね。

それともう1つは、市長部局から補助執行と事務委任という形で教育委員会が仕事をしている部分があります。委員の皆さんに、補助執行とは何なのか、事務委任とは何なのかを具体的に、留守家庭を例にとって説明してください。

青少年育成課長) 事務委任と申しますのは、権限ごと事務を移管することを言います。補助執行と言いますのは、権限を残したまま事務だけ執行することを言います。

今、教育長が留守家庭児童会の関係で言われましたが、留守家庭児童会の関係はちょっとややこしい形になっておりまして、

事業の運営は事務委任ということになっております。その留守家庭児童会の事業のうちの入会に関することと育成料に関することは補助執行という形になっております。

ですから、入会に関する許可でありますとか育成料の決定などの事務は、市長に権限を置いたまま、市長名で入級許可証でありますとか育成料の決定通知書でありますとかは発送させていただきます。普段の留守家庭児童会の運営については教育委員会に事務委任されて、教育委員会の権限において、普段の運営はしていくという形になります。

それぞれ事務委任と補助執行について、事務分掌規則にどう定めるか、職務権限規則にどう定めるかというのが、これまで定められていたり省かれていたりという事例がありましたので、その部分について今回整理をさせていただきました。

整理をさせていただいた内容といいますのは、見てできるだけわかりやすく細かく規定していこうという形に考え方としてしようということにしておりますので、今まで書いていなかったことも書いていこうということで今回、事務分掌規則のほうでは、8ページ（7）ですが、留守家庭児童会の入会及び育成料に関することというのを青少年育成課の事務分掌として具体的に記載させていただいた。

（8）につきましても放課後児童健全育成事業に関することということで、届け出制度といたしまして、市内の民間事業者が放課後児童健全育成事業を始めたときに市に届け出る制度が、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新しく昨年度からできました。その事務についてもここに具体的に青少年育成課の

事務であることを明確にするために記載していこうということで、今回新たに追加させていただいたということでございます。

事務委任と補助執行というのは、そういう形の制度というか仕組みになっているものでございます。

教 育 長) 具体的に補助執行の部分を、7番として明記したということですね。入会及び育成に関することですね。

青少年育成課長) 補助執行の部分を具体的に事務分掌として整理しまして、職務権限規程のほうにもその部分の権限を定めたということでございます。

教 育 長) 今の職務権限のことについて補足があったら言ってください。

管 理 部 長) はい。職務権限規則もさわっているのですか。事務分掌は、市長から手伝ってと言われている業務について教育委員会のどこがそれを手伝うかということで表記するのですが、職務権限規則というのは、その業務についての権限が、課長なのか部長なのかという話ですね。それはいいのですか。

教 職 員 課 長) 先ほど御説明させていただいたとおりですが、市長から職務権限、事務委任なり補助執行を受けているものの事務分掌と職務権限を教育委員会でも規定するということになります。管理部長が申しました職務権限につきましては、一定、教育委員会として、例えば課長決裁ですのか部長決裁ですのかといった部分につきましては教育委員会で決めますが、ただ補助執行を受けている業務につきましては、当然市長部局との調整が必要となりますので、今回も市長部局の法制担当ともその部分は調整させていただいた上で職務権限の決裁区分も決めさせていただいたという形になっております。

木村委員) 市長部局もそういう規則みたいなものがあって、それも変えるという形になるのですか。

教職員課長) 今回は市長から事務委任及び補助執行を受けている業務のうち、教育委員会で規定が一部できていなかったものを新たに追加させていった形になります。

一方で、教育委員会から市長に補助執行等しているものもありますが、こちらにつきましては市長部局の規則等で同じような形での事務分掌なり職務権限を規定しているという形になっております。

木村委員) その補助執行はもともと向こうに権限があるのですが、お手伝いしているだけというので、その本権限をこちらに移すことになるのですね。

本来、市長部局から移されるものについては向こうの承認がなかったらできないはずで、本来の理屈だと教育委員会で勝手に単独ではできないものだと思うのですね。そういう意味では市長部局の明示の、文書か何かによるそういう指示なりがないと本来はおかしいのかなとは思いますが。

管理部長) 権限は移ってきませんか。

木村委員) 権限は移らないですよ。

教職員課長) そちらにつきましては、規定が市長部局でございまして、市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規定というものがございまして、こちらで教育委員会に、今出ました、例えば留守家庭児童会に関する入会許可や育成料に関することといったことで、今までの教育委員会に補助執行する業務について市長部局で規定を設けている形になります。それを受

けまして、教育委員会でその事務を補助執行するという形となります。

木村委員) 補助執行するということを明文化するということですか。

教職員課長) そうですね。

木村委員) 従来から補助執行していたのを補助執行しますと。

教職員課長) 教育委員会としまして、市長から補助執行を受けている業務をどこの課が所管するのか、あわせてどこまでの決裁部分をするのかを新たに今、教育委員会としても決めるということとです。

木村委員) わかりました。

教育長) 管理課も学事で何か補助執行で受けていなかったですか。

管理部長) 補助執行はないですね。補助執行は、限定列挙されていますので。

教育長) そうですか。

木村委員) 前からお願いしているのですが、事前に教育委員会の資料が送られてきたときに、これだけを見てもわからないのですね。これが何でこうなっているのかが、混乱して見てもわからないから余計に困ります。説明を受けたらわかるのですが、できればわかりやすい趣旨をお願いします。アサガオの問題でこっちに移るが、愛護センターは残るからそちらに渡すんだとか。今の補助執行の話などは現場で説明していただかないとわかりませんが、従来からの運用を明文化する趣旨だとか、そういうことを理由のところに書いていただくなり、公には正確さに欠けるということで書けないのであれば、何かメモを1枚を入れておいていただいたら、我々も理解した上である程度ここでの

議論をさらに深めることができますので、そういうところをお願いしたいと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) この案件だけでなく、ほかについても、判断していただくためによりわかりやすい資料を。口頭で説明したほうがわかりやすい場合は、それはそれでもういいのでしょうか、そのところを丁寧にしていくということを本年度は心がけていってください。

教 育 長) 続いて、日程第3、報告第1号「芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 何点かにおいての変更を一括して改正したという報告です。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 留守家庭の育成料で一人親であるときにはそれが減額されるということですが、おそらく収入によっていろいろあると思います。例えばでいいのですが、例えば何百万円ぐらいの収入の人がどの程度減額されるとかというのは、ある程度のイメージは持っておきたいのですが。

青少年育成課長) 減額に係る基準自体が施行規則の中に定められていまして、市民税の所得割額にして12万円以下の場合に減免される状況になってくるということでございますので、割り戻しで引くことになるのですが、税率6%が基本かかりますので、12万円を6%で割り戻した額が課税標準ということになります。

木村委員) 大体所得が幾らの人が何千円ぐらい少なくなるというような、ざくっとしたお話でいいのですが。余り細かな計算を言われてもわからないですから。

青少年育成課長) 課税標準で200万円ですから、課税標準と言いますのは収入から所得控除を引くことになっておりますので、収入で言いますと400万円ぐらいになるのでしょうかね。もちろん、家族の構成によっても所得控除はかなり変わってきますのでいろいろですが。

木村委員) 例えば、年収額面で300万円ぐらいの人だったら大体幾らぐらい安くなるのですか。

青少年育成課長) 基準の中で区分がございまして、市民税額が12万円を切る方については。

木村委員) 市民税額が12万円を切って、例えば8万円だった場合には3分の1が免除されると、そういう話ですか。

青少年育成課長) 25%減額になる方と、市民税額で6万円以下の方は50%減額ということになると思います。

木村委員) ああ、そういう形ですか。わかりました。それで何となくイメージわかりました。

教育長) 今回の議案では、何項目かに分けての変更です。行政不服審査法の改正が伴うのは4月1日から施行ですから、処分を受け

たのが3月までの段階においては旧法が適用では、4月1日から発生した分に対してのみ対応ということになるのですね。

青少年育成課長) 処分の日付が4月1日から今回の改正法の適用となります。

管 理 部 長) まさにこの留守家庭の減免というのも行政処分ですから。その減免の不服申し立てなどが出てきます。

教 育 長) そうですね。ですから3月において認定されなかったとか、されたとかいうものに関しては、旧法でということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言